

社会信用システムとデジタル・レーニズム

2018年10月18日 情報通信法学研究会（新領域分科会）

慶應義塾大学 大屋雄裕

中国における個人信用スコアの活用と「快適な監視」

「芝麻信用」(Zhima Credit) 2015～

アリババ（阿里巴巴集団）の決済サービス「アリペイ」（支付宝）に随
個々人の信用をスコアリング、350～950点の範囲

支払履歴、学歴・職歴などの属性、資産保有状況、交友関係など
結果は可視／プロセス不可視

メリット：信用に基づく優遇

ホテル宿泊時のデポジット免除、敷金免除、金融の審査迅速化……
+ 公共図書館のデポジット免除、婚活サイト、ビザ取得……

「デジタル神様が見ている」？

アルゴリズムに対するソーシャル・ハッキングと遵守行為

eg. 自発的な情報提供、問題行動の回避

「やましいことはなにもない」(nothing to hide) [Solove]

快適な監視

長距離移動のために駅に行ったとしよう。荷物を載せるためのカートに身分証をかざせば自動的に利用料が決済され、乗るべき列車の発車番線がどこでどちらに移動すればいいのかが、カートの液晶画面に表示される。途中のどこに土産物店があり、何がおすすめであるのかが、これまでの購買履歴によってサジェストされる……

デジタル・レーニズム digital leninism (Sebastian Heilmann)

日本での同種の取組？

プロファイリングとその危険性

データマイニング……データの相関性を発見する作業 (A ⇒ B)

膨大なデータセットのなかから、これまでに知られていない、有効なパターンないし関係性を発見するために、統計学的なモデル、数学的アルゴリズム、機械学習法のような洗練されたデータ分析法を用いること。(アメリカ議会調査局)

プロファイリング……対象の属性の推定 (A ∴ B)

ビッグデータの登場

生活環境の情報化と個人識別 (identification)

eg. コンビニのPOSレジとポイントカード

IoT (モノのインターネット Internet of Things)

無数のセンサーとその相互接続 → 情報収集

データ・サイエンティストへの需要 → AIによる代替

eg. 就職活動におけるエントリーシートスクリーニング

人事評価・与信管理・防犯(予測的ポリシング)への適用？

cf. 総務省「AIネットワーク社会推進会議」

いくつかの懸念……憲法的価値との摩擦

①セグメント化＝「属性の束」への還元

記述し得ないものとしての「余剰」(Saul Kripke)の消失

無論、使用するデータ量を増やせば、セグメントはより細分化され、より個々人の実態に近づくことになるが、具体的存在としての個人は、どこまで行っても属性の集合としての「セグメント」に還元されないように思われる。[山本信山社]

②ブラックボックス化

深層学習 (deep learning) ……学習による特徴量の獲得

初期アルゴリズム＋学習データ (人為的) → 「自律的」発展

開発者・利用者にとって不透明なプロセス → 自律的対応が困難に

③オープン化

正確性＝データ量 → 秘密・自己情報コントロールとの対立

利用されるデータの範囲が問題に

eg. 遺伝情報、遠い過去の情報 (更生を妨げられない権利)

現代の「緋文字」は、データファイルのなかに刻印され、他者からは見えないが、その人の人生を一生コントロールすることになる。[山本弘文堂]

だが……

①実存的エゴイズムとその問題性

「何ごとであれ私の事柄でないものがあるか！」と問い、「私にとって、私を超えて何ものもないのだ！」と自ら答えるマックス・シュティルナーの潔い独我論的断言に接するものは誰しも、いささか躊躇いながらも、内心で低く「その通り」と呟き返すに違いない。[野家]

「この私」の特権性と一般性 (「すべて国民は」憲 13・14)

自己情報コントロール権、とその限界

私の情報／私による情報／私への情報 (of, by, for) [大屋 2018]

他者たちの語らいに開かれた存在としての個人

②リアリズム法学、あるいは暗黙知 (Michael Polanyi)

勘 hunch ……事後的な正当化プロセスとしての判決理由 (Jerome Frank)

裁判官の権威？ 基礎としての正確性？

③超近代の自己責任原則

私的使用 (著作権法 30) の規範性？ …… CCCD 問題

単なる事実としての放任／規範的保障

個人が・個人として・自身のみの行動に責任を負うこと＝個人化 personalization

代理変数による差別の発生 → 本来の値を用いるという解決

「更生を妨げられない権利」と「忘れられる権利」right to be forgotten の差異

EU 一般データ保護規則 (GDPR; 2018.5.25 適用予定) 17 条

more data 解決の可能性 ……特に遺伝情報のブロック

ヴァーチャル・スラム？

市場経済と主体の多様性

差異化という価値／hostis humani generis

特定行為を排除する行政規制／多様性を維持する競争規制

パノプティコン＝普遍的監視

見るものは見られている……権力への抑止・制約としての「評価」

テンセント（WeChat）と「テンセント・クレジット」

国家の実力による競争秩序維持の可能性

ハイパー・パノプティコン[大屋 2014]？

離脱不能なサービス提供者としての国家

利便性の基礎としての身分登録・情報の結合

「社会信用システム」への統合

治安維持への活用（新疆ウイグル自治区の状況）

社会的排除への展開（長距離移動の禁止）

反転可能性の欠如＝デジタル・レーニズムの本質的意義

快適な監視からの統合

参考文献

- 今岡直子「「忘れられる権利」をめぐる動向」国立国会図書館『調査と情報— ISSUE BRIEF』854号（2015年3月10日）。
- 大屋雄裕「エゴイズムにおける「私」の問題」名古屋大学法政論集 193号、2002、pp. 1-28。
- 大屋雄裕「討議はなぜ必要か？：公共性と解釈的实践」井上達夫（編）『公共性の法哲学』ナカニシヤ出版、2006、pp. 54-69。
- 大屋雄裕『自由か、さもなくば幸福か？：21世紀の〈あり得べき社会〉を問う』筑摩書房、2014。
- 大屋雄裕「人民の、人民による、人民のための情報：個人情報自由と範囲」『社会保障研究』第3巻第3号（no. 10）、2018刊行予定。
- 大屋雄裕「プロファイリング・理由・人格」稲葉他（編）『人工知能の研究（人間社会編）』（仮題）、勁草書房、刊行予定。
- 小松佳代子『社会統治と教育：ベンサム教育思想』流通経済大学出版社、2016。
- 鈴木健『なめらかな社会とその敵：PICSY・分人民主義・構成的社会契約論』勁草書房、2013。
- 住吉雅美『哄笑するエゴイスト：マックス・シュティルナーの近代合理主義批判』風行社、1995。
- 野家啓一「「対話的相互性」の地平」野家啓一（編）『哲学の迷路：大森哲学批判と応答』産業図書、1984、pp. 161-200。
- 平野啓一郎『私とは何か：「個人」から「分人」へ』講談社、2012。
- 山本龍彦『プライバシーの権利を考える』信山社、2017。
- 山本龍彦『おそろしいビッグデータ：超類型化AI社会のリスク』朝日新聞出版、2017。
- 山本龍彦「AIと「個人の尊重」」福田雅樹・林秀弥・成原慧（編）『AIがつなげる社会：AIネットワーク時代の法・政策』弘文堂、2017、pp. 320-343。
- 山本龍彦「ロボット・AIは人間の尊厳を奪うか？」弥永真生・宍戸常寿（編）『ロボット・AIと法』有斐閣、2018、pp. 79-101。
- Sebastian Heilmann, "Leninism Upgraded: Xi Jinping's Authoritarian Innovations", *China Economic Quarterly*, vol 20, no. 4, Gavekal Dragonomics, 2016, pp. 15-22.
- Michael Polanyi, *The Tacit Dimension*, Routledge, 1966 = 高橋勇夫（訳）『暗黙知の次元：言語から非言語へ』筑摩書房、2003。
- Daniel J. Solove, *Nothing to Hide: the False Tradeoff between Privacy and Security*, Yale University Press, 2011 = 大島義則・松尾剛行・成原慧・赤坂亮太（訳）『プライバシーなんていない!?：情報社会における自由と安全』勁草書房、2017。